

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第726号

2015年(平成27年)5月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課に係るコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)4月30日付けで諮問(第726号)された法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ご当地ナンバープレートを作成するにあたり，ナンバープレートの作成費用の一部を，クラウドファンディング【クラウドファンディング(Crowd Funding)とは，群衆(crowd)と資金調達(fund h i n g)を組み合わせた造語で，クリエイターや起業家が製品・サービスの開発，もしくはアイデアの実現などの「ある目的」のために，インターネットを通じて不特定多数の人から資金の出資や協力を募ること】により寄附者(個人および事業所)からの寄附金を充てることとなった。

これに伴い，本市が業務委託したクラウドファンディング事業者(以下，「事業者」という。)が提供するクラウドファンディングサイトに，本市のご当地ナンバープレート作成のために寄附を募るサイトを作成，本市のサイトを閲覧し，趣旨や活動に賛同した方が寄附をするためには，既に会員登録をされている以外の方は利用規約に同意した上で，会員登録を行い，そして寄附に関する情報やギフト(返戻品)

希望の有無を入力する必要がある。本市からは寄附者へ対し、寄附に対する領収書、ギフトの送付を行うものである。

以上の業務を行うことから、条例第18条のコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を求めるものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理する個人情報の項目

寄附を行う時 領収書、ギフト送付のための住所情報、氏名、メールアドレス、ギフトの希望の有無、寄附金額

イ コンピュータ処理の必要性について

本市が業務委託した事業者が作成する本市のサイトにアクセスした寄附者が、趣旨や活動に賛同し寄附を行うために、既に会員登録をされている以外の方は利用規約に同意した上で会員登録を行う。寄附者は決済代行会社を通じ事業者へ寄附金を入金し、事業者は収納した寄附金を本市へ納付を行う。

寄附者がギフト(返戻品)を希望する場合は、事業者から本市に付与されたID・パスワードにより、事業者が作成した本市のWEBサイトにアクセスし、領収書、ギフト送付のための住所情報、氏名、メールアドレス、ギフトの希望の有無、寄附金額情報を取得し、領収書の発行とギフトの送付を寄附者に対し行うものであることから、コンピュータ処理が必要となる。

ウ 安全対策

(ア) 市民税課での安全対策について

(a) 本業務の管理責任者を定め、データについてはIT推進課が管理するネットワークドライブにパスワードを設定し保管する。本業務終了後は速やかにネットワークドライブから消去し、使用できないようにする。

(b) やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄する。

(イ) 藤沢市が受託者に求める安全対策について

(a) 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」を遵守し個人情報の保護及び安全対策に努めること。

(b) 通信手段として通信回線上、情報は「SSL(暗号化通信)で行うこと。

(c) 業務終了後は速やかに本市のWEBサイトを消去すること。

(d) 受託する事業所全体、又は本業務におけるデータ管理を直接行う部署がISMS認証を有すること。又はISO27001若しくはJIS27001に適合していること。

(e) 受託者はデータ管理を直接行う部署が上記(d)に適合していることが確認できる書類を提出すること。

- (f) 関係職員については個人情報に関する必要な研修及び指導を行うと共に、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
 - (g) 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底すること。
 - (h) 取り扱う全ての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏洩などが行われないよう管理を徹底すること。
 - (i) その他詳細については、仕様書、契約書を遵守すること。
- エ データ管理を直接行う部署の施設要件
国が定める「情報システム安全対策基準」(別紙5)を満たしていること。
- (3) 実施期間
2015年(平成27年)7月上旬(予定)から2016年(平成28年)3月31日まで(予定)
- (4) 提出書類
- ア 別紙1 クラウドファンディングデータ及び寄附金の流れイメージ図
 - イ 別紙2 ご当地ナンバープレートの導入スケジュール
 - ウ 別紙3 業務委託契約書(案)
 - エ 別紙4 業務委託仕様書(案)
 - オ 別紙5 情報システム安全対策基準
 - カ 別紙6 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本市が業務委託した事業者が作成する本市のサイトにアクセスした寄附者が、趣旨や活動に賛同し寄附を行うために、既に会員登録をされている以外の方は利用規約に同意した上で会員登録を行う。寄附者は決済代行会社を通じ事業者へ寄附金を入金し、事業者は収納した寄附金を本市へ納付を行う。

寄附者がギフト(返品)を希望する場合は、事業者から本市に付与されたID・パスワードにより、事業者が作成した本市のWEBサイトにアクセスし、領収書、ギフト送付のための住所情報、氏名、メールアドレス、ギフトの希望の有無、寄附金額情報を取得し、領収書の発行とギフトの送付を寄附者に対し行うものであることから、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性は認め

られる。

(2) 安全対策について

実施機関が 2 説明要旨(2)安全対策ウ(ア)(a)及び(b)並びに(イ)(a)から(i)において示す安全対策は、次のとおりである。

ア 実施機関の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア)(a)

(イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

(ア)(a), (b)

イ 受託者の安全対策

(ア) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (イ)(c)

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (イ)(b)

(ウ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 (イ)(d), (e)

(I) その他受託者の安全対策を高めるための措置 (イ)(i)

(オ) 日常的な安全対策 (イ)(a), (f), (g), (h)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし、実施機関は、事業者が提供するクラウドファンディングサイトに寄付者がアクセスした際、当該寄付者の自己情報の管理主体を明確に認識することができるよう、措置を講じることを条件とする。

以 上